

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和 年 月 日		茨城町長 殿		整理番号	
住所 住民税が課税されている住所をご記入ください	茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080			フリガナ	イバラキ タロウ
				氏名	茨城 太郎
				個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
電話番号	029-292-1111			生年月日	1955 年 2 月 11 日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第 37 条の 2（第 314 条の 7）第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）の規定による寄附金税額控除に係る申告特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注 1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の 1 月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注 2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第 7 条第 6 項（第 13 項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第 4 号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 5 年 1 月 1 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1) 及び (2) に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第 1 項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条（第 1 項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県知事又は市町村若しくは特別区の長の数が 5 以下であると見込まれる者をいいます。

下記の書類が確認できるようにコピーして、太枠の中に貼り付けてください。
※重ならないよう、はがれないように貼り付けてください。

このスペースに貼り付けられない書類は、本紙裏面に貼り付けてください。

①個人番号確認書類 ※個人番号は隠さずコピーして貼付してください		②本人確認書類	
マイナンバーカードを持っている人	裏面（個人番号が記載されている面）のコピー	マイナンバーカードを①に添付する人	表面（証明写真が載っている面）のコピー
通知カード※1を持っている人	通知カードのコピー ※1 記載された氏名、住所が住民票に記載されている事項と一致しない場合は、使用できません。	通知カード または 住民票を①に添付する人	【次のいずれかの身分証明書のコピー】 運転免許書、運転経歴証明書、パスポート。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳。療育手帳、在留カード 特別永住者証明書
どちらも無い人	個人番号が記載された住民票の写し		※証明写真が載っていないものについては、2 種類のコピーが必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例について

083020

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を希望される方は、別添の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書(第五十五号の五様式)」の以下の各欄に記入してください。その上で、本人確認書類を添付し、**寄附をした翌年の1月10日まで(必着)**に茨城町へ郵送いただきますようお願いいたします。(郵送にかかる諸費用はご負担をお願いいたします。)申請受理後に、受付状況を**メールでお知らせいたします**。(受付書の返送は原則行っておりません。ただし、郵送・FAXでお申し込みされた方については、受付書の返送を行います。)

なお、特例の申請を希望されない方・要件に該当しない方は、お手数ですが別添の申請書は破棄してください。(この場合、税の控除を受けるためには、確定申告が必要となります。)

<提出いただく書類>

- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」
- ・「本人確認書類」(下記参照)

<申請書に記入していただく箇所>

- ・「個人番号(マイナンバー)」
- ・「2.申告の特例の適用に関する事項」
(確認後2か所のチェック事項を確認)

<申請書送付先>

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080

茨城町役場 町長公室秘書広聴課 ふるさと納税担当

※平成28年1月以降の寄附に伴うワンストップ特例制度の申請書には、**個人番号(マイナンバー)の記入が必要**となります。また、申請の際に本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので、下の表の本人確認書類(番号確認と身元確認両方)の**コピー**を同封していただきますようお願いいたします。

マイナンバーカード(個人番号)を持っている場合

- ・マイナンバーカードの表裏コピー



マイナンバーカード(個人番号)を持っていない場合

- ・通知カードの両面コピー
(または個人番号が記載された住民票の写し)



- ・身分証明書のコピー(※1)

※1 身分証明書のコピーについて

身分証明書のコピーは、顔写真付きの身分証明書をご提供いただく場合は1種類、顔写真の付いていない身分証明書のコピーをご提供いただく場合は2種類必要となりますのでご注意ください。

- 顔写真付きの身分証明書例) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- 顔写真の無い身分証明書例) 健康保険の被保険者証、母子健康手帳や国民年金手帳の写しなど

※注意事項※

申告特例申請書の提出後に寄附をした翌年の1月1日までに内容(電話番号を除く)の変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を寄附をした**翌年の1月10日まで(必着)**に茨城町へご提出ください。ご提出がない場合は、特例制度が適用されません。

なお、変更届については、寄附をお申込みいただいたサイトよりダウンロードしていただくか、茨城町秘書広聴課(029-240-7148)までご連絡ください。